

## 排水設備計画確認申請フロー

### 【「排水設備計画確認申請書（第1号様式）」等の提出】

提出書類等については、別紙「排水設備計画確認申請について」を参照してください。

### 【「排水設備等計画確認書（第3号様式）」等の受領】

確認申請の審査に、申請日を含まず5日程度（土日祝・年末年始を除く）要しますので、これを経過したら「排水設備等計画確認書（第3号様式）」の受領に来庁してください。郵送を希望される場合は、所定の郵便料金（A4用紙2枚分）の切手を貼った返信用封筒を申請時に併せてご提出ください。

「排水設備等計画確認書（第3号様式）」を受領しましたら、「指示事項」欄をご確認いただき、確認後は申請者にお渡しください。「排水設備等工事完了届（第4号様式）」及び「公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（第6号様式）」も併せてお渡しいたしますので、保管していただき、工事完了後に再度ご提出ください。

### 【排水設備工事】

- ・雨水は絶対に接続しないこと。また、外流しを下水に接続する場合は、屋根やふたを設置する等、雨水が入らない構造としてください。
- ・申請から大きく変更がある場合や土被り・勾配等が基準を満たさない施工となりそうな場合は、事前に下水道課までご相談ください。

### 【「排水設備等工事完了届（第4号様式）」等の提出】

工事が完了しましたら遅滞なく、完了時の「設計書」、「平面図」、「縦断図」及びお渡ししている「排水設備等工事完了届（第4号様式）」と「公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（第6号様式）」を提出してください。

※完了検査の日程を調整しますので、外構工事前に実施できるよう配慮願います。

※外構工事等で図面等の提出が遅れる場合は「公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届（第6号様式）」を先行して提出願います（提出が遅れると下水道使用料の関係で申請者にご迷惑がかかる場合があります）。様式内の「開始年月日」は排水設備工事の完了日（外構工事期間を除く）とし、「完了日メーター指針」には完了日（開始年月日）のメーター指針を記入してください（申請者への引渡日ではありません）。

### 【完了検査】

- ・ます間の長さ、ますの深さを計測します。
- ・ますから光を通して埋設管を確認します。ライトや鏡をご用意ください。
- ・起点から公共ますまでの流速を計測します。バケツ（水）をご用意ください。

### 【完了検査後の修正】

図面等の修正があった場合は、5日以内に修正し、再度提出をお願いします。